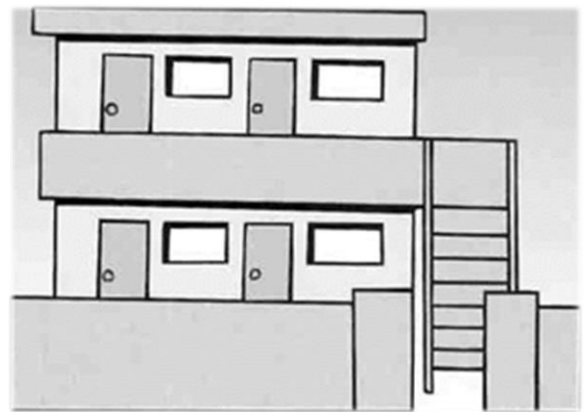


秋田県 県営住宅 入居者募集 改良住宅

申込のしおり



募集の日程

1月を除き、毎月募集を行います
募集の日程は原則次のとおりですが、土・日・祝日にあたる場合、
その他都合により変更になる場合があります。



目次

	ページ
1 県営住宅（改良住宅）とは？	1
2 募集にあたって （県営住宅募集窓口一覧表）	2
3 申込から入居まで	3
1. 申込から入居決定まで	3
2. 入居決定から入居まで	7
4 県営住宅（改良住宅）の申込資格	8
5 申込時に必要な書類	11
6 収入基準額の計算方法	14
1. 収入基準額について	14
2. 所得の求め方	14
3. 年間総所得金額から差し引く各種控除について	16
7 家賃の算定方法	17
8 注意事項	19
1. 申込についての注意事項	19
2. 入居にあたっての注意事項	19
3. 入居後の注意事項	20

1 県営住宅（改良住宅）とは？

1. 県営住宅とは？

秋田県の県営住宅は「公営住宅法」という法律に基づいて建設・管理されている公的な賃貸住宅です。

公営住宅法に基づいて建設・管理される住宅のことを「公営住宅」といいます。

公営住宅の制度は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

2. 改良住宅とは？

改良住宅とは、「住宅地区改良法」という法律に基づいて建設される公的な賃貸住宅です。

改良住宅の管理については公営住宅を準用することになっています。

3. 県営住宅と改良住宅の具体的な違いは？

入居を希望される方にとって、最も重要な違いは入居資格の収入基準が異なることです。

※ この他に、秋田市内には中堅所得者向けの公的な賃貸住宅（特定県営住宅）もあります。この申込のしおりには記載されておりませんので、詳しくは募集窓口までお問い合わせ下さい。

2 募集にあたって

県営住宅（改良住宅）の募集は、新築住宅への新規入居を決めるためのものと、既に入居している住宅で転居等の理由で空家となった場合に、その住宅への入居者を決めるものがあります。

県営住宅（改良住宅）への申込をされる場合、収入基準をはじめ、いろいろな資格要件がありますので、この「申込のしおり」を最後までよくお読みください。

また、申込受付の審査の際、持参していただく書類がありますので、必要書類をよくお確かめください。（不足書類がありますと、受付できないことがあります。）

なお、募集内容については秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載するほか、各募集窓口でご案内しております。

《県営住宅（改良住宅）募集窓口一覧表》

場所及び住宅名	募集窓口	所在地	電話番号
大館市 萩の台住宅、獅子ヶ森住宅、花岡改良住宅 能代市 芝童森住宅	北秋田地域振興局 建設部建築課	〒018-3393 北秋田市鷹巣 字東中袋 76-1	0186-63-2531
秋田市 新屋住宅、大野住宅、手形山1号住宅、手形山2号住宅、松崎住宅、御野場住宅、イサノ住宅、桜ガ丘住宅、土崎港住宅、旭南住宅、南ヶ丘住宅、矢留改良住宅、新屋改良住宅、將軍野改良住宅 男鹿市 船越内子住宅 潟上市 追分長沼住宅	指定管理者 （一般財団法人） 秋田県建築住宅センター	〒010-0001 秋田市中通二丁目 3-8 アトリオンビル 5F	018-836-7850
由利本荘市 梵天住宅 にかほ市 高森住宅	秋田地域振興局 建設部建築課	〒010-0951 秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3490
大仙市 船場町住宅 横手市 吉沢住宅、朝日が丘住宅 湯沢市 倉内住宅	仙北地域振興局 建設部建築課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-3124

※いずれの住宅も、入居後は指定管理者（一般財団法人）秋田県建築住宅センターが管理を行います。詳しくは入居時に説明いたします。

3 申込から入居まで

1. 申込から入居決定まで

申 込 の 受 付	必要書類をそろえて持参又は郵送してください。その後資格審査を行います。
-----------	-------------------------------------



必 要 書 類 の 補 完	必要書類が不備な場合は、指定した期日までに書類を整えていただきます。
---------------	------------------------------------



抽 選 通 知 書	住宅別・タイプ別の抽選番号、抽選日時、抽選場所をお知らせします。
-----------	----------------------------------



公 開 抽 選 会 (※)	公開抽選会を行います。 出席できない方については、当選者に限り後日、結果をお知らせします。
---------------	--



入 居 決 定

(注) 入居辞退…申込及び入居を辞退される方は、早急に申込先に連絡してください。
辞退の理由によっては、1年間申し込みできないことがあります。

※ 優遇入居制度について

県営住宅の入居者募集は、公営住宅法に定める特別の事由がある場合（災害で住宅を失った場合など）を除き、公募によらなければなりません。入居の要件を満たす方のうち特に困窮度が高いと判断される世帯については、地域の実情を踏まえた優先的な取り扱いを行うことができます。

県では、国の技術的助言と県の政策的な取り組みを踏まえ、入居者選考の公開抽選の際、当選の確率を2倍にする優遇措置を講じております。

詳しくは、4～6 ページをご確認ください。

○ 優遇入居制度の対象区分一覧

(平成 26 年 12 月 1 日以降入居可能分の募集から適用)

優遇区分	対象者	提出書類
(1) 高齢者	申込者又は同居者が、65 歳以上	
(2) 障害者	申込者又は同居者が、身体障害者、精神障害者、知的障害者、戦傷病者若しくは難病患者等で、その障害の程度が一定程度に該当	障害者手帳等
(3) 母子、父子世帯	申込者が現に戸籍上の配偶者のいない者等で、同居者がその者の子（20 歳未満の子を含むこと）のみの世帯	戸籍謄本等
(4) 長期住宅困窮者	同一の地域振興局管内における入居者募集の公開抽選において 10 回以上落選した者	落選時の抽選通知書（確認書）
(5) DV 被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に定める者	保護命令発令通知（写）等
(6) 犯罪被害者	平成 17 年 12 月 26 日付け国住総第 137 号に定める犯罪被害者（DV 被害者除く）	確認票及び同意書
(7) 帰国被害者等	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）第 2 条第 1 項に定める者 等	認定の事実を確認できる書類
(8) 結婚・子育て世帯	結婚後 5 年以内（婚約中を含む）の世帯及び中学校卒業までの子を 2 人以上扶養している 4 人以上の世帯	戸籍謄本等
(9) 支援対象避難者等	申込者が次のいずれかに該当 ①平成 26 年 6 月 18 日付、国住備第 32 号の別表に掲げる市町村に、平成 23 年 3 月 11 日時点で居住していた者（支援対象避難者）及び避難指示区域に平成 23 年 3 月 11 日時点で居住していた者 ②目的外使用許可による県営住宅又は県借上による応急仮設住宅（民間賃貸住宅）に居住している者（一時的県内滞在避難者）	居住実績証明書等

○ 優遇の方法等

- (1) 申出に基づき、いずれかの優遇区分に該当することが確認できた申込者については、公開抽選における当選確率を 2 倍に引き上げます。
- (2) 優遇区分が重複して該当する場合は、いずれかの区分に該当するものと見なし、その区分の該当者であることを確認できる書類の提出又は提示のみ求めます。（他の区分に係る書類の提出は不要です。重複による当選確率の引き上げも行いません。）
- (3) 特記なき限り、申込の日を基準に該当状況をご確認ください。
- (4) 入居決定後に、優遇条件に該当しないことが明らかになった場合は、当選及び入居の許可を取り消します。（改めて、申し込みいただくこととなります。）
- (5) 改良住宅の入居募集では、普通県営住宅の優遇基準を適用します。
- (6) 新築住宅や全面リフォーム後の募集には、この優遇基準を適用しません。
- (7) 各優遇区分に定める適用条件は、抽選時の倍率優遇条件であり、法令に定める入居者資格ではありません。（例：ひとり親世帯の優遇条件に該当しても、収入が一定額を超えていたり、住宅困窮要件を満たしていない場合は、申し込むことができません。）

○ 各優遇区分の条件

各区分の条件（対象者、提出いただく書類及び対象住戸）は、次のとおりです。
詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

(1) 高齢者

- ・対象者 申込者が65歳以上の方、又は同居者に65歳以上の者を含む世帯。
- ・対象住戸 普通県営住宅のうち、1階に存する住戸（メゾネットタイプを除く）及び昇降機付き住宅の住戸。

(2) 障害者

- ・対象者 申込者又は同居者が、次のいずれかに該当する世帯。
 - ① 身体障害者で、その障害の程度が1級から4級まで
 - ② 精神障害者で、その障害の程度が1級又は2級
 - ③ 知的障害者で、その日常生活における支障の程度が②に掲げる者と同程度
 - ④ 戦傷病者で、その障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症
 - ⑤ 難病患者等で、特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度
- ・提出書類 ①から④の対象者は、障害者手帳など、障害の程度を確認できる公的機関の発行書類。
⑤の対象者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証。
- ・対象住戸 高齢者に同じ。

(3) 母子、父子世帯

- ・対象者 申込者が、現に戸籍上の配偶者のいない方（配偶者の生死が不明の方、離婚が成立していないが離婚に向けた手続きが行われている方を含みます）で、同居者がその者の子（20歳未満の子を含むこと）のみの世帯。
- ・提出書類 戸籍謄本（戸籍により確認できない場合は、20歳未満の子の親であることを確認できる児童扶養手当証書など公的機関の発行書類）。
※ 離婚に向けた手続きが行われている方は、申込み時に離婚が成立していない夫婦（戸籍上の配偶者がいる）を分割して申し込む方で、離婚調定の申立が家庭裁判所に受理されたことを確認できる書類を提示できる場合に限りです。
- ・対象住戸 普通県営住宅のうち、高齢者又は障害者を優遇する住戸以外の住戸

(4) 長期住宅困窮世帯

- ・対象者 申込者が、同一の地域振興局管内における入居者募集の公開抽選において10回以上落選した方。
- ・提出書類 落選時の抽選通知書（確認書）を10枚提示いただきます。
※ア 当選後に入居を辞退又は失格した者は、やむを得ないと認めた場合を除き、当該当選以前の落選回数を含めません。
イ 抽選通知書（確認書）は、原則として再交付しません。
- ・対象住戸 母子、父子世帯に同じ。

(5) DV被害者

- ・対象者 申込者が、次のいずれかに該当する方。
 - ① DV法第10条の規定に基づき、保護命令中の配偶者から暴力を受けた被害者
 - ② 女性相談所において、配偶者からの暴力を理由として一時保護（DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護をいう。以下同じ）をした方
 - ③ 配偶者からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の退所者及び入所者
- ・提出書類 次のいずれかを提出いただきます。
 - ① 裁判所が交付する保護命令発令通知の写し。（当該命令が効力を有する期間中であること。）

- ② 女性相談所において、配偶者からの暴力を理由に一時保護を受けたことをその機関の長が証明する書類。(任意様式)
 - ③ 婦人保護施設及び母子生活支援施設を、配偶者からの暴力を理由に利用したことをその機関の長が証明する書類。(任意様式)
- ※ 離婚の届出をしていない場合における世帯認定は、当該DV被害者から離婚の意思を確認できた場合、婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱います。

・対象住戸 母子、父子世帯に同じ。

(6) 犯罪被害者

- ・対象者 申込者が、次のいずれかに該当する方。
 - ① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
 - ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
- ・提出書類 次の手順により確認いたします。
 - ① 各窓口機関の職員が申込される方から聴き取ります。
 - ② ①において、犯罪被害者の定義に該当する方については、調査にかかる同意をお願いします。(同意書の提出)
 - ③ 同意に基づき、県警察本部等の関係機関に確認して、手続きを進めます。
- ・対象住戸 母子、父子世帯に同じ。

(7) 帰国被害者等

- ・対象者 申込者が、次のいずれかに該当する方。
 - ① 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項に該当する方
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項及び第3項に該当する方
- ・提出書類 認定の事実等を確認できる公的機関の発行書類。
- ・対象住戸 母子、父子世帯に同じ。

(8) 結婚・子育て世帯

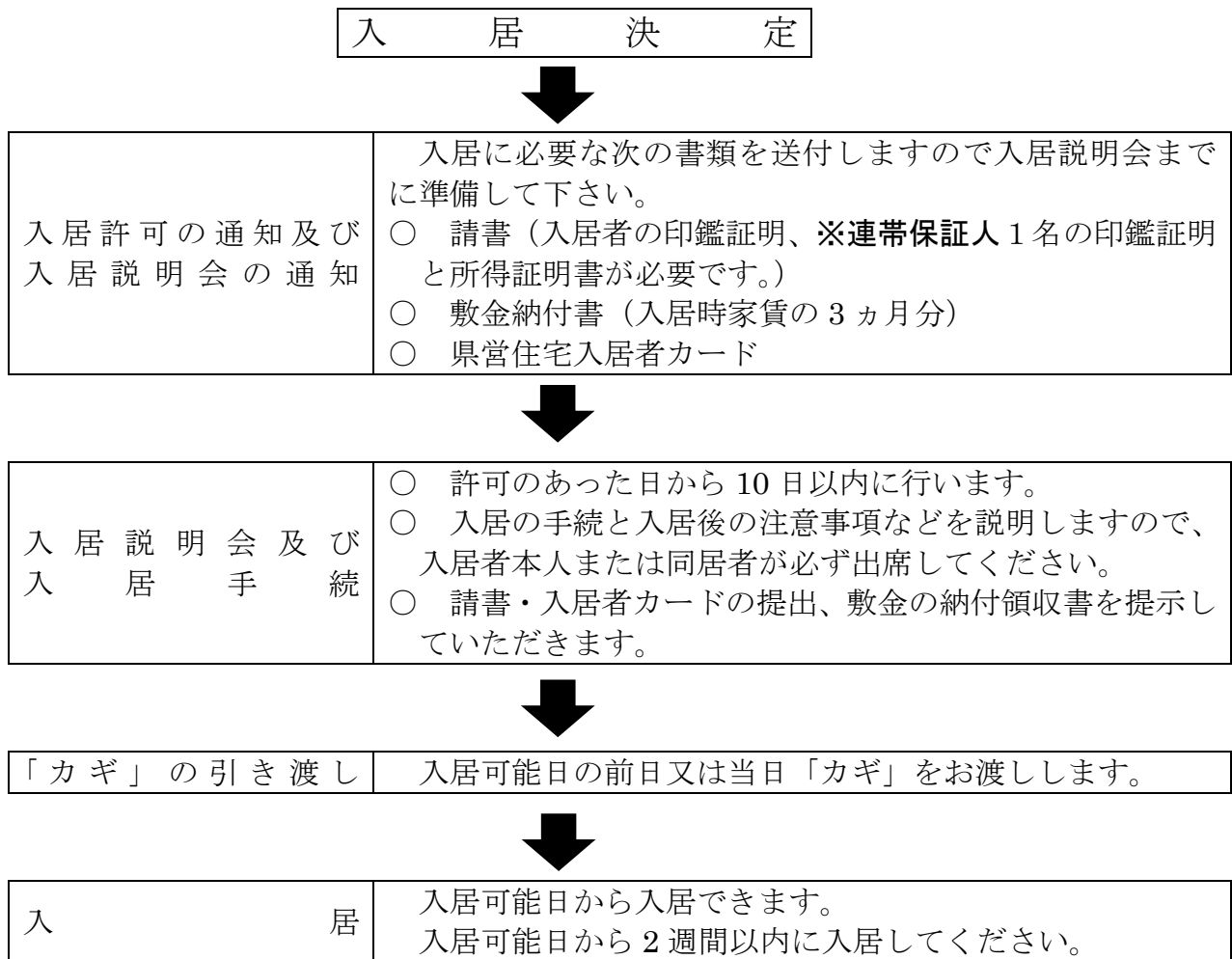
- ・対象者 申込者が、次のいずれかに該当する方。
 - ① 申込日時点で、イ又はロに該当する方。
 - イ 申込者と配偶者が婚姻した日（事実婚の場合は同居を開始した日）から5年以内の方
 - ロ 婚約の場合は、申込者が入居指定日から2週間以内に、婚約者が同3ヶ月以内に入居することを誓約できる方で、申込者及び配偶者以外の方による婚約又は入籍予定であることを証明できる場合
 - ② 入居可能日現在で、中学生までの子を2人以上扶養している4人以上の世帯。
- ・提出書類 ①のイは戸籍謄本、①のロは「婚約証明書及び誓約書」。
- ・対象住戸 普通県営住宅のうち、高齢者又は障害者を優遇する住戸以外の住戸及び特定県営住宅の住戸。

(9) 支援対象避難者等

- ・対象者 申込者が、次のいずれかに該当する方。
 - ① 平成23年3月11日時点で、福島県内の一部の市町村に居住していた方（詳しい地域は、窓口機関にお問い合わせください）
 - ② 平成23年3月11日時点で、福島県内の避難指示区域に居住していた方
 - ③ 申込み時点で、目的外使用許可による県営住宅又は県借上による応急仮設住宅（民間賃貸住宅）に居住している方
- ・提出書類 ①は居住実績証明書、②は居住履歴が確認できる住民票、③は許可証又は契約書。
- ・対象住戸 結婚・子育て世帯に同じ。

2. 入居決定から入居まで

定期・随時・新築募集とも以下の手続きにより行います。
(一部手続きが異なる場合もあります。)



※ 連帯保証人について

県営住宅に入居するためには、連帯保証人を確保していただく必要があります。

県営住宅の連帯保証人は、

○入居者と同程度以上の所得がある方で、

○以下の極度額を範囲内として、入居者が負う責任（家賃納入、建物保管等）を入居者と連帯して負う者

連帯保証人の極度額は、

40万円

です。

※特定県営住宅については別の極度額となります。

4 県営住宅（改良住宅）の申込資格

だれでも県営住宅（改良住宅）に入居できるというわけではありません。

県営住宅（改良住宅）に申込できるのは、原則として以下の条件を全て満たしていることが必要です。

1. 住宅に困窮していること

- ☆ 自己名義の住宅や共有名義の住宅を持つ方は入居することはできません。
ただし、事情により、持家を手放すことが確実である場合は住宅に困窮していると認められます。
- ☆ 原則、現在公営住宅に住んでいる方は申込みできません。
- ☆ 賃貸住宅等に住んでいる方は、これを証する契約書等の写しを添付してください。
具体的には、次のような方が該当します。

- 例)
- 住宅用でない建物に住んでいる。
 - 部屋が狭い。
 - 他の世帯と、炊事場又は便所等を共同で使用している。
 - 家賃が高すぎる。
 - 家主等から正当な理由により立ち退き要求を受けている。
 - 通勤に時間がかかりすぎる。

2. 申込者が成人であること

- ☆ 結婚している未成年者は成人とみなされます。

3. 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること

この場合の「親族」には婚約者、事実上婚姻関係にある者も含まれます。

- ☆ 例外的に単身者でも入居できる住宅もあります。
- ☆ 家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。
- ☆ 法律上の夫婦の一方が、別居を理由に申し込むことはできません。

4. 入居申込者（その同居者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

5. 入居しようとする者全ての収入の合計が一定額以下であること。

世帯の収入＝※収入基準額（月収額）が P14 の世帯別収入基準一覧表に掲げる額に該当することが必要です。県営住宅と改良住宅で基準となる金額が異なり、また、一般世帯と裁量階層世帯でも基準となる金額が異なります。裁量階層世帯とは、次の表に掲げる世帯のことを言います。

※ 収入基準額（月収額）について

ここで言う月収額とは「月々いくら」「手取りいくら」ではなく、公営住宅法施行令に定める収入額のことを言います。詳しくは P14 を参照してください。

《裁量階層世帯表》

裁量階層の世帯		提出書類
身体障害者世帯	入居者または同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、記載されている障害の程度が 1～4 級の方がいる世帯	身体障害者手帳
精神障害者世帯 知的障害者世帯	入居者または同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級または 2 級の精神障害者の方がいる世帯または同程度と認められる知的障害者の方（最重度～中度）がいる世帯	精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
老人と児童世帯	入居者が 60 歳以上の方であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方がいる世帯	住民票の写し 住民票記載事項証明書
子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯	
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第 6 項症の方又は第 1 款症の方がいる世帯	戦傷病者手帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	医療特別手当証書 特別手当証書
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて、5 年を経過していない方がいる世帯	引揚証明書
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者にハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	療養所等の長の証明

6. 単身者の資格

単身で申し込める方は、戸籍上配偶者がいない方で、

1. 住宅に困窮していること
2. 入居しようとする者の収入が一定額以下であること
3. 申込者が成人で、原則、下表のいずれかの資格に当てはまる方です。

☆ 下表に該当しない若年単身者も、入居申込が認められる場合もあります。ただし、一定の条件がありますので、必ず募集窓口にお問い合わせください。

《単身者世帯表》

資 格		提出書類
60 歳以上の方		
身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1～4 級の方	身体障害者手帳
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する 1～3 級に該当する程度の方	精神障害者保健福祉手帳、又は障害の程度を証明でききるもの
知的障害者	精神障害者に規定する程度に相当する程度の方	療育手帳、又は障害の程度を証明でききるもの
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第 6 項症の方又は第 1 款症の方	戦傷病者手帳
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方	医療特別手当証書 特別手当証書
生活保護受給者	現在、生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
引揚者	海外から引き揚げて 5 年を経過していない方	引揚証明書
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等の方	療養所等の長の証明
DV 被害者	配偶者暴力等防止法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方又は同法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方	婦人相談所長の証明 裁判所の保護命令決定書の写し

☆ 同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で申し込むことはできません。

☆ 日常生活において常時介護を必要とする方で、これを受けることができない方、または受けることが非常に困難な状態にある方は、申し込むことはできません。

☆ 間取りは 2DK 以下の住宅に限られます。(一部住宅を除く。)

5 申込時に必要な書類

必要書類は持参又は郵送でも受け付けます。
 持参の場合は印鑑と筆記用具をお持ち下さい。

1. 県営住宅の入居許可について（申請）様式1

2. 申請書に記載された方全員(世帯全員)の住民票謄本(筆頭者・世帯主との続柄の記載があるもの)

3. 市町村長が発行する最新の所得証明書（各種控除、扶養人数等が記載されているもの）

- ☆ 毎年1月1日に住民登録していた市町村の税務課等で発行します。
- ☆ 概ね1月～5月まで前年度の所得証明書（前々年中の所得金額を証明）
 6月から当該年度所得証明書（前年中の所得金額を証明）の発行になります。
- ☆ 15歳以上で学生でない方は全員必要です。
- ☆ 入居する方（例えば、妻子など）が無収入の場合も必要です。

4. 収入を証明する書類

世帯員全員の収入を確認するため、申し込む時期により、所得の種類に応じて、必要な書類があります。（次表参照）

【給与所得者】

勤務状況	申込の時期または、証明を要する期間	必要な書類
前年1月1日以前から引き続き現在の会社に勤務している方	概ね1月～5月に申込みの方	前年分の源泉徴収票（本人交付用）または、税務署提出の確定申告書の控え。(受付印のあるもの) ただし、1月1日～3月15日までの申込の場合は、前年の収支明細書(様式3)でも可。なお、入居時まで確定申告書の控えの提出が必要です。
前年1月2日以降に現在の会社に採用されている方	受付日の前月までの1年間	給与支給証明書（様式2）に勤務先で月別の証明をしてもらうこと。
採用されて1年未満	採用された月から1年間(支給見込額も含)	給与支給証明書（様式2）に勤務先で月別の証明をしてもらうこと。 →雇用条件に基づいて1年分の支給見込額を証明してもらうこと。

注) 退職予定の方は、退職予定証明書（様式5）が必要です。ただし入居指定日以降にすみやかに退職証明書又は離職票を提出してください。

【事業所得者】

営 業 の 状 況	申込の時期または、証明を要する期間	必 要 な 書 類
前年1月1日以前から現在の事業を開始している方	概ね1月～5月に申込みの方	税務署提出の確定申告書の控え。 (受付印のあるもの) ただし、1月1日～3月15日までの申込の場合は、前年の収支明細書(様式3)でも可。なお、入居時まで確定申告書の控えの提出が必要です。
前年1月2日以降に現在の事業を開始している方	事業を開始して1年以上の方は、申込受付日前月まで1年間。 1年未満の方は申込受付日の属する月の前月まで	収支明細書(様式3)

注) 収支明細書の場合は、収支計算の根拠となる帳簿書類を持参してください。

【年金受給者】

内 容	必 要 な 書 類
国民年金、厚生年金、恩給各種共済年金を受けている方	年金証書、恩給証書、源泉徴収票 年金改定通知書、年金支払通知書(ハガキ)

【無職・無収入の方】

内 容	必 要 な 書 類
失業中の方	雇用保険受給資格者証、離職票、退職証明書(様式5)のうちいずれか
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

5. その他必要な書類

内容	必要な書類
単身者	戸籍謄本または抄本（ただし、遺族年金、遺族扶助料等の受給者はこれらの証書により、戸籍抄本に代えることができます。）と単身入居の入居資格認定のための申立書（様式6）及び条件付き抽選参加承諾書
婚約中の方	婚約証明書及び誓約書（様式4） ☆ 入籍後は世帯全員の住民票（筆頭者・世帯主との続柄の記載があるもの）の提出が必要です。
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
母子、父子世帯	戸籍謄本、児童扶養手当証書など、母子、父子世帯であることを確認できる書類
心身障害者世帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
原爆被爆者世帯	医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のうちいずれか
引揚者世帯	引揚証明書
炭鉱離職者世帯	炭鉱離職者手帳等
災害により家屋が滅失した方及び都市計画等により立ち退きを要求されている方	罹災証明書等それを証明する書類
現在居住している住宅が賃貸住宅等の方	賃貸契約書等それを証する書類

※1 戸籍謄本などの公的書類は、3ヶ月以内に取得したものを提出してください。

※2 その他、抽選優遇を受ける場合の確認書類など、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

6 収入基準額の計算方法

1. 収入基準額について

同居者、同居しようとする方を含めた、入居しようとする方全員の年間所得額（2. 所得の求め方）から公営住宅法上の控除（3. 年間所得金額から差し引く各種控除について）をしたうえで、12で割った額が下の金額である場合、収入基準を満たしていることになります。

（注）改良住宅についても控除の種類は県営住宅と同様です。

収入基準額 = (年間総所得－控除額) ÷ 12 ≤ 下の表の金額

《 世帯別収入基準一覧表 》

住宅の種類	世帯の種類	収入基準
県営住宅	一般世帯	158,000 円以下
〃	裁量階層世帯	259,000 円以下
改良住宅	一般世帯	114,000 円以下
〃	裁量階層世帯	158,000 円以下

※裁量階層世帯とは、9ページの表に掲げる世帯をいいます。

2. 所得の求め方

(1) 給与所得者（会社員、パート等）の場合

前年の源泉徴収票の（次頁の丸く囲んだ部分）の金額が給与所得者の年間所得金額になります。

（注）実際の申込には所得証明書（市町村発行）が必要になります。

3. 年間総所得金額から差し引く各種控除について

公営住宅法上の控除は以下のとおりです。

《 各種控除一覧表 》

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居者控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の配偶者及び扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の同一生計配偶者控除・扶養親族控除の対象として認められている方	
特別控除	寡婦控除	夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）又は婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻していない方で、扶養親族又は生計を一にする子を有する方	1人につき その人の所得から27万円
		夫と死別した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）で合計所得金額が500万円以下の方	
	寡夫控除	妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻していない方、婚姻によらないで父となった男子であって現に結婚していない方又は妻の生死が不明の方で、生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の方	
	障害者控除(特別障害者控除)	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者があり、手帳等を交付されている方	1人につき 27万円
		身体に重度の障害がある方→1～2級障害者 精神に重度の障害がある方→1級障害者	1人につき 40万円
	老人の同一生計配偶者控除	一般控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円
特定扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 25万円	

(注) 寡婦（寡夫）控除については、該当する方の所得金額がこの表の控除金額未満の場合には、控除額はその所得金額となります。

7 家賃の算定方法

1. 県営住宅の家賃

県営住宅の家賃制度は、入居しようとする世帯の収入、住宅の立地条件、規模等に応じて家賃が決まるしくみになっています。これを応能応益家賃制度といいます。

家賃の算定は、次により算出します。

前述「6. 収入基準額の計算方法」で得られた、あなたの収入基準額が該当する家賃算定基礎額Aに、BからEの各種係数を乗じて計算します。

《 収入基準額と家賃算定基礎額対比表》

収入区分	「6. 収入基準額の計算方法」で得られた収入基準額	家賃算定基礎額A
1	104,000 円以下	34,400 円
2	104,001 円～123,000 円	39,700 円
3	123,001 円～139,000 円	45,400 円
4	139,001 円～158,000 円	51,200 円
5	158,001 円～186,000 円	58,500 円
6	186,001 円～214,000 円	67,500 円
7	214,001 円～259,000 円	79,000 円
8	259,001 円以上	91,100 円

《 家賃算定式 》

$$\begin{aligned}
 & \text{家賃} = (\text{A}) \times (\text{B}) \times (\text{C}) \times (\text{D}) \times (\text{E}) \\
 & \qquad \qquad \qquad (\text{F}) \\
 & \leq (\text{近傍同種の住宅の家賃})
 \end{aligned}$$

- ① 家賃算定基礎額 → 収入に応じて定まる基本的な家賃額です。
- ② 市町村立地係数 ⑤ 利便性係数 → 住宅の立地等によって家賃は変動します。
- ③ 規模係数 → 住宅が狭くなれば、家賃は安くなります。
- ④ 経過年数係数 → 住宅が古くなれば、家賃は安くなります。
- ⑥ 近傍同種の住宅の家賃 → 国の政令及び規則で定める算式により算出するもので、算出項目は建物等の複成価格、利回り、償却額、修繕費、管理事務費等とされています。(近傍の民間賃貸マンションの家賃ではありません。)

- ☆ 入居後も、毎年家賃が変わる可能性があります。
- ☆ 毎年、入居者全員に「収入申告」を求め、家賃額を算定します。
- ☆ 収入申告がない場合は、最高金額の「近傍同種の住宅の家賃」となります。
- ☆ 「生活保護」を受けていても、「年金生活」でも、収入申告は行わなければなりません。
- ☆ 家賃額は、上記算定式中①～⑤に連動して変動します。

8 注意事項

1. 申込についての注意事項

- (1) 申込は、一世帯一戸に限ります。
- (2) 申込書などに不正な記載があった場合は、無効となります。
- (3) 夫婦又は親子を主体とした家族でないと申し込みできません。
(単身者の申込資格は別にあります。)
世帯を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。
- (4) 申込書に記載された申請者及び同居しようとする方以外は、入居できません。

申込後入居開始時までの家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。
入居時に1人となったとき(単身者を除く)又は申込者本人が入居しなくなったときは失格です。

- (5) 受付後の申込書の内容変更は一切できません。
- (6) 婚約者と申し込む場合は、次のことを注意して下さい。
 - 申込後、婚約者が変わった場合は入居できません。
 - 入居可能日から3ヵ月以内に婚約者が入居できない場合は失格となります。
 - 婚姻後14日以内にそれを証明するもの(戸籍謄本、婚姻届受理証明書、住民票等)を提出していただきます。

2. 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居手続の際に、敷金(入居時家賃の3ヵ月分)を納付していただきます。敷金は、所得金額の合計額が、公営住宅入居控除額の合計額に満たない場合、差引き額に応じて、家賃の1ヵ月又は2ヵ月分を減額できる制度があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
- (2) 入居請書を提出していただく際に、入居者本人の印鑑登録証明書、連帯保証人1名の印鑑登録証明書及び所得証明書が必要となります。
- (3) 申込書に記載された全員が入居可能日から2週間以内に入居できない場合は、失格となります。(婚姻予定者を除く)入居したことを証するために入居可能日から14日以内に県営住宅を住所とした住民票を提出していただきます。
- (4) 団地内では、犬・猫などの動物を飼うことはできません。

- (5) 住宅の家賃は、入居世帯の収入額及び住宅の広さ、立地、古さ等によって変わります。家賃は、所得金額の合計額が、公営住宅入居控除額の合計額に満たない場合、差し引き額に応じて、基準家賃の十分の一から十分の六の範囲で減額する制度があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
- (6) 入居後は毎年世帯員全員の収入を申告していただきます。その額に応じて、家賃額が変更することがあります。
- (7) 駐車場がある団地では、各団地とも1戸につき1台分しかありませんので、2台目以降の車は持ち込まないでください。
各住宅の駐車場利用組合又は町内会が管理しております。
利用する場合は、駐車場利用組合又は町内会の指示に従い、許可を得て適切に利用してください。
なお、**駐車場区画以外の場所（駐車場がない団地を含む）には、駐車できません。万が一、区画外に駐車した車が、風による落下物や落雪などにより被害に遭われても、弁償できませんので、あらかじめご承知ください。**
- (8) 入居後、3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じ、通常より高い家賃を支払っていただきます。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- (9) 入居後は、各団地の町内会へ加入していただくことになります。
- (10) 各住戸には、ガスコンロ台・居室の灯具・瞬間湯沸器（一部住宅）・網戸・エアコン等は標準で設置されていないため、必要に応じて入居者で設置していただきます。

3. 入居後の注意事項

次のような場合は、入居されても退去していただきます。

- (1) 不正な行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3カ月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらずに、15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅又は共同施設を故意に破損したとき。
- (5) 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしているとき。

9 各種様式

必要に応じて、切り取るかコピー等をして利用してください。

- | | |
|--|------|
| 1. 県営住宅の入居許可について（申請）
（改良住宅に入居申込する場合も使用します。） | 様式 1 |
| 2. 県営住宅の入居許可について（申請）の記載例 | |
| 3. 給与支給証明書（月別の収入及び控除額の明細） | 様式 2 |
| 4. 収支明細書（その他の所得者用） | 様式 3 |
| 5. 婚約証明書及び誓約書 | 様式 4 |
| 6. 退職（退職予定）証明書 | 様式 5 |
| 7. 単身入居の入居資格認定のための申立書
条件付き抽選参加承諾書 | 様式 6 |

あて先：秋田県知事

氏 名

印

県営住宅の入居許可について（申請）

次のとおり県営住宅に入居したいので、秋田県営住宅条例第 11 条の規定により、申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるときは、入居の許可を受けられなくても、又は取り消されても異議ありません。

入 居 を 希 望 す る 住 宅					県 営 住 宅													
申請者	現 住 所				(電話番号)													
	勤 務 先				所 在 地		(電話番号)											
					名 称													
入居しようとする者及び同居しようとする者並びに別居する同一生計配偶者及び扶養親族	ふ り が な 氏 名	申 請 者 の 関 係	生 年 月 日	年 齢	職 業	勤務先の所在地、名称及び電話番号	同居又は別居の別	所 得 年 額 (円)	控除対象（該当する欄に○印を付けてください）									備 考
		本人						同居しようとする者	同居しない扶養親族	老人の同一生計配偶者	老人扶養親族	特定扶養親族	障害者	特別障害者	寡婦又は寡夫			
計																		

私は、次の公開抽選における優遇対象世帯に該当するので、公開抽選における優遇を申請します。

高齢者 障害者 母子・父子世帯 長期住宅困窮者 DV 被害者 犯罪被害者 帰国被害者等 結婚・子育て世帯 支援対象避難者等

(裏面)

該当する番号を○で囲んでください(特定県営住宅の入居許可申請の場合は、記入する必要はありません。)

注 申請書に添付する書類は「申込のしおり」または受付窓口にご確認ください。

入居希望者の住宅の困窮事情	区分	具体的内容
	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。	
	2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。	
	3 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。	
	4 住宅がないため親族と同居できない。	別居先
	5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	
	6 正当な事由による立退き要求を受けているが適当な立退き先がない (自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)	
	7 遠距離通勤をしている。	交通手段 片道所要時間 時間 分
	8 収入に比して過大な家賃を支払っている。	現在の家賃月額 円
	9 婚約中であるが収入が低額であるため適当な居宅が見つからない。	
10 その他		

様式2 給与支給証明書
 月別の収入及び控除額の明細

氏名		採用年月日		勤務箇所及び職種		扶養家族数	
----	--	-------	--	----------	--	-------	--

月別	本給	手当					賞与 (ボーナス)	総支給額	控除			差引 支給額
		手当	手当	手当	手当	手当			所得税	住民税	社会保険	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
計												

- ※金額の訂正は認められません。
- ※計を必ず記入してください。
- ※代表の印は社印又は代表者
(社長、代表取締役等)の印とします。

上記の者は当所に勤務し、上記のとおり※ 給与を支給する予定である 給与を支給した ことを証明します。

年 月 日

所在地
 名称
 代表 印

※どちらか一方を○囲みしてください。

様式3

収支証明書（その他の所得者用）

年 月 日

所得者の住所	
氏 名	印

業 種 類	
事業所所在地	

事業開始 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	--------------------

月別収支内訳

摘 要		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	総合計
収入の部 イ														
	イの合計													
支出の部 ロ														
	ロの合計													
イーロ 差引純益														

※支出の部には、税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

様式 4

婚約証明書及び誓約書

入居を指定された日から2週間以内に、申込者は必ず入居し、入居可能日から3カ月以内には婚約者が入居することを誓約します。また、期間中に入居できなくなった場合及び婚約解消となった場合には、入居申込を辞退します。

なお、既に入居している場合にはその住宅を明け渡します。

《申込者》

氏名 _____ 印 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

住 所 _____

《婚約者》

氏名 _____ 印 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

住 所 _____

上記の両名は _____ 年 _____ 月 _____ 日婚約し、

_____ 年 _____ 月 _____ 日入籍予定

であることを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

《証明者》

氏名 _____ 印 _____

住 所 _____ 電話 _____

申込者との関係 _____

※注

婚約中に申し込む場合は、この証明書の提出が必要です。

「申込者との関係」欄に、証明者と申込者の関係を記入してください。

例) 申込者の親、仲人、職場の上司等

様式5

退職 退職予定 証明書

住 所 _____

氏 名 _____

退職（予定）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者が、当社を（退職した・退職予定である）ことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

所在地

名 称

代表者 _____ 印 電話 _____

退職辞令書や事業所で独自の書式等がある場合は、それでもかまいません。
他に証明するものがない場合は、この証明書により提出してください。
退職予定の方で入居可能日までに退職される場合は、申込受付の際、無収入として扱います。

単身入居の入居資格認定のための申立書

氏名	生年月日 年 月 日 (歳)	男・女
現住所		

《該当するものに○印を付け、或いは記入欄に記入してください。》

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としていますか。

①必要とする ②必要としない

※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答えください。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、次の事項についてお答えいただく必要はありません。

2. 現在のあなたのおすまい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のおすまい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に)

(2) 住宅におすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階（エレベーター：有・無） ③3階以上（エレベーター：有・無）

・同居している方は

①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は ()

・施設・病院等の種別は ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設

③病院・診療所 ④その他 ()

・現在の施設・病院等から公営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

[]

3. 現在のあなたの心身の状況についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

・市町村の認定を受けている場合はその内容（要支援・要介護【1, 2, 3, 4, 5】）

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種別 () ②使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況についておたずねします。
裏面の表中の該当する欄に○印を記入してください。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込をした公営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください。（裏面に続きます）

		① 現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要としたときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか				
		不必要	一部必要	全部必要	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助 公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）		民間（ボランティア団体、NPO、親族など）	介護保険による居宅介護サービス	介護保険以外による介助・援助 公的機関（市町村、保健所、支援センターなど）		民間（ボランティア団体、NPO、親族など）
基本的な動作	居宅における移動											
	食事											
	お風呂											
	トイレ											
	着替え											
	炊事・洗濯・掃除などの家事											
その他	相談											
	見守り											

○現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

〔
〕

○現在受けている医療（訪問介護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

〔
〕

○入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

〔
〕

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、公営住宅の事業主体が単身入居の入居資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

年 月 日

（あて先）秋田県知事

氏 名 印

条件付き抽選参加承諾書

年 月 日実施の

県営 住宅の入居者決定抽選について、

次の条件を承諾したうえで参加します。

条件

事業主体が行う入居資格承認審査の結果、不承認であった場合には、当該当選の取消に同意します。

年 月 日

(住所)

(電話番号)

(氏名)

印

秋田県建設部建築住宅課 発行

〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 - 1

(令和 2 年 3 月作成)

※各種お問い合わせ先は 2 ページに記載しています。